4. 都 市 整 備

1 建築物の耐震化の推進

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。
- (2) 住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の 費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付 率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道 建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が 高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の更なる割増しを行 うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の 場合も助成できるよう拡充を図ること。また、占有者が存する 建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよ う拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

令和6年1月に発生した能登半島地震では、道路分断などにより、発災後の早 急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能 の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

<具体的要求内容>

(1)都は、東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路沿道建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改

修促進法」という。)第7条第1項第2号に規定する要安全確認計画記載建築物)については、令和17年度末までに総合到達率100%の達成を目標に掲げており、区市町村と連携し、耐震化に取り組んでいる。以上から、耐震化を今後も進めていくため、令和8年度以降についても、住宅・建築物防災力緊急促進事業について、耐震改修等の適用期限に係る事業要件を一定期間延長すること。

- (2)緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援 するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用 助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるな ど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常 の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用 床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その 全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い 建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、国の令和6年度 補正予算成立に伴い約10%引き上げられたところであるが、実態を十分把握 した上で適切な限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を 速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改 修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値を0.3以 上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。 また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追 加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用 に対する助成額を加算するよう拡充を図ること。
- (3) 平成 26 年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務 化されている建築物について、平成 28 年度末までに改修工事を実施した場 合、翌年度から 2 年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する金額(改修工事費の 2.5%を限度とする。)の減額措置が講じら れた。

当該措置は、令和5年度の税制改正において3年間延長し、令和7年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の 沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を 指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、 住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用
- ・平成19年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、 区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。 特定緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定す る要安全確認計画記載建築物)については、令和7年度末までに総合到達率 (*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和17年度末までに総 合到達率100%の達成が目標
 - (*1)都県境入口からある区間**に到達できる確率
 - (*2)区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○住宅・建築物防災力緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐 震化支援の概要

*令和7年度末までに着手したものが対象。

	耐震改修・建替え・除却	耐震診断
建築物	57,000 円/m²	1,050~3,670 円/m²
マンション	51,700 円/m²	1,050~3,670 円/m²

○耐震改修等の費用に係る助成制度の拡充イメージ

■ 現行(東京都の場合)

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
2/5	(都1/3及び区市町村1/6)	1/10

■ 提案

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
-----------------	-------	------

○特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積 当たりの限度額の例

	国	都
建築物	62,700 円/m²	85,500 円/m²
マンション	56,900 円/m²	77,550 円/m²

○段階的改修の助成拡充

- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる 支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合 が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高い I s 値 0.3 未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs 値 0.3 以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1)住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率や交付対象限度額を引き上げること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。
- (2) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、都が定めた目標である令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

- (1)住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の耐震診断の交付対象限度額や耐震改修等の交付率を引き上げること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、令和6年度補正予算成立に伴い、交付対象限度額が100万円から115万円に引き上げられたところであるが、さらに実態に合った限度額に割り増すことで、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。
- (2) 平成 18 年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和 57 年1月1日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和6年度の税制改正において2年間延長され、令和7年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施すること。

また、令和4年5月、10年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、 新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減される ことが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成13年1月1日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

1 *	ミヘトツク形成事業の慨安
	制度概要(主な要件等)
耐震診断	補 助 率:地方公共団体が実施する場合 国1/2
	地方公共団体以外が実施する場合
	国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
	交付対象限度額:詳細診断 136,000 円/戸(一戸建て住宅の場合)
	簡易診断 31,500 円/戸(一戸建て住宅の場合)
耐震改修等	補助対象:耐震改修工事費(建替え含む。)
	補 助 率:次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択
	できる(物件ごとに変更することはできない)。
	①耐震改修工事費 ×23.0%(国 11.5%+地方公共団
	体 11.5%)
	工事費の23.0%について、国費で1/2(交付限度
	額 48. 93 万円/戸)を補助
	②耐震改修工事費
	100 万円未満の場合 20.4 万円
	100 万円以上 200 万円未満の場合 30.6 万円
	200 万円以上 300 万円未満の場合 50.9 万円
	300 万円以上 の場合 71.3 万円
	各金額について、国費で1/2を補助
	住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成30年度創設】
	対象区市町村:戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向
	け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震
	化緊急促進アクションプログラム」に基づき
	毎年度PDCAサイクルを実施する区市町村
	交付対象:耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額
	交付対象限度額:115万円
	(ただし改修工事費の8割を限度とする。)
	交付率: 1/2
	対象建築物:マンションを除く住宅
	※マンション:共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物
	であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、
	地階を除く階数が原則として3階以上のもの

- ○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見
 - ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
 - ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
 - ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。
- ○2000 年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和4年5月 首都直下地震等による東京の被害想定」

防災・減災対策による被害軽減効果 (巻・タ方/風速8m/s)

○ 建物耐震化等の現況に基づく被害量から、**今後対策を進めた場合の被害軽減効果**を推計



2 木造住宅密集地域の改善

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局・建設局)

- (1)延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な 財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約7,100ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約6,000ha指定している。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延 焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民 の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが 重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約70%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に 甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるな ど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

また、令和6年度末の防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約1,000ha指定し、防災機能を備えた公園整備などの支援を令和7年度から開始している。

<具体的要求内容>

(1)木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進する ことにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断 帯」の整備を図るため、

- ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保 すること。
- ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
- ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更 に促進するため、補助採択要件を不燃化率70%以上の場合と同程度の安全 性の確保と一律にするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件(都 の延焼遮断帯形成基準※を参照)にすること。

(例)

- ・幅員 20mの場合、不燃化率 60%で補助採択
- ※ 都の延焼遮断帯形成基準:都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に 対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路 幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。
- (2) 震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を 短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の 1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

- 1 延焼遮断帯の整備
 - 特定整備路線 補助 26 号線、補助 29 号線など
 - ・都の不燃化率の目標値(延焼遮断帯の形成基準)

幅員	沿道の不燃化率
27m以上	_
24m以上 27m未満	40%
16m以上 24m未満	60%
11m以上 16m未満	80%

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得1/3、整備1/2

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。 特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の 優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援 機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。

<現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約7,100ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約6,000ha指定している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。また、令和6年度末の防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約1,000 ha指定し、防災生活道路の整備の促進などを図っている。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成28年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員6m以上の道路や、避難に有効な4m以上の道路(以下これらを「防災生活道路」という。)を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

あわせて、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源 を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物への建て替えを促進し、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い 移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの 生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保 する取組を推進する必要がある。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と東京都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和2年1月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年12月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめた。今後は、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

- (1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活 道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電 柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存 事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。
 - ① 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)については、必要な 財源を確保すること。さらに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、 共同住宅等への建替えに関しては、国費率を従来よりも引き上げることや、 共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充す ること。
 - ② 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。
 - ④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進

のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

- ・住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
- ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や 助成対象建築物に関する要件の緩和
- ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
- ⑤ 狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区 整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築 するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の 要件(100 ㎡)を緩和すること。
- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街 区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路 をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対し て、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講 じること。
- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第89号)に基づいて新たな防火規制を行う区域において、 不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部 を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

参考

- 1 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の国費率 地区公共施設等整備(道路、公園等) 1/2 (重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業) 市街地住宅等整備(共同施設整備等に要する費用) 1/3
- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定
 - ・防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
 - ・延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全 な利用の観点から一定規模(100 ㎡)以上の面積を有する個別利用宅地に ついては、共同化の必要性はない。
 - ・個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地へ の権利変換を認めた仕組み

3 新たな防火規制

(平成15年3月、「東京都建築安全条例」改正)

規制の内容	・原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能と
	する。
	・延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震
	災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指
	定する区域

4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資(高齢者向け返済特例制度)

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建 替事業等のまちづくり融資の対象となる事業によ
	り建設される住宅(耐震改修、バリアフリー)
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住し
	ている高齢者(借入申込時満60歳以上)
融資限度額	「保証ありコースの場合」
	2,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証
	設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額
	「保証なしコースの場合」 5,000 万円又は機構による担保評価額(建物及び土 地の評価額の合計額×60%)のうち、いずれか低い 金額
融資金利	「保証ありコースの場合」
	「保証なしコースの場合」
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に 「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・ 土地を処分」することにより返済

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が 集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な 財源確保が必要不可欠である。

- (1)国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、 首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も、継続的・安定的に取組を進めるため、第1次国土強靱化実施中期計画にて現行の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

【国土交通省令和7年度予算の動向(予算概要(令和7年1月)より)】

○令和7年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

(単位:億円)

項目	令和7年度	令和6年度	対前年度比
国土交通省予算 (国費)	52, 753	52, 901	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に 計上されている。

※5か年加速化対策5年目は、令和6年度の補正予算で9,411億円が措置 ○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

(単位:億円)

項目	令和7年度	令和6年度	対前年度比
水管理・国土保全局 関係予算(国費)	10, 702	10, 535	1. 02

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

※5か年加速化対策5年目は、令和6年度の補正予算で3,404億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

- ○「2050 東京戦略〜東京 もっとよくなる〜」(令和7年3月)では、「災害の 脅威から都民を守る世界で最も強靭な都市」の実現に向けて、都市型水害対 策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくとしている。
- ○「TOKYO強靭化プロジェクト」(令和4年12月)においても、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する5つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和5年12月に策定した「TOKYO強靭化プロジェクトupgrade I」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靭かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】

東京都は人口・経済の集中地域 全国の0.6%の面積に、 人口の11% (約1, 400万人)と 経済活動の21% (約120兆円)が集中! 河川1kmあたりの人口は全国の約19倍 東京の河川は守るべき人口・資産が多く、 投資効果が高い 河川1kmあたりに住む人口**(人/km) 東京都 16,433人/km 全国平均の約 1 9 倍 ※東京(全国)の人口/東京(全国)の法定河川延長

未だ道半ばの治水対策 【洪水対策】河川の安全度達成率※1 (令和 6 年度末時点) 63% 対策強化流域※2 81% (令和 6 年度末時点) 63% 時間75/65% 対策 81% (令和 6 年度末時点) ※1: 河川の目標整備水準に対応する対策の達成度を表す指標※2: 神田川や野川などの10流域を集計 【地震対策】 M 8 クラスの海溝型地震等で堤防等の施設が一部損傷 首都東京に暮らす 1,400万都民の命と暮らしを守る総合的な治水対策を推進!

2 都市型水害対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確 実に配分すること。

<現状・課題>

都は、時間 50 ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期 軽減に努めてきた。しかし、時間 50 ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水 害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な 人・資産・情報が高度に集積された日本の中枢であり、大規模な浸水が発生した 際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 20 分の 1 規模の降雨に対応するため、護岸整備を着 実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池 や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

さらに、気候変動の影響を踏まえ、「2050 東京戦略〜東京 もっとよくなる〜」において令和 17 年度までに総貯留量約 250 万立方メートルの調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など 8 河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和5年12月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を 踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

内水氾濫対策としては、令和5年 12 月に改定された東京都豪雨対策基本方針に基づき、区部では、下水道施設整備に流域対策を加え被害の防止を図る。整備の進め方については、早期に内水氾濫による被害を軽減するため、内水氾濫の危険性が高い67地区を重点化し、幹線や貯留施設などを整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など 多様な対策手法を組み合わせて内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による 雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線 の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

- (1)都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、 東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、 確実に配分すること。
 - 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)
 - 善福寺川上流地下調節池

- 城北中央公園調節池 (石神井川)
- 石神井川上流地下調節池
- 境川金森調節池
- 境川木曽西調節池
- 谷沢川分水路
- (3)下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

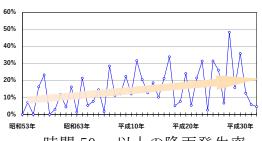
- 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- · 目黒区八雲、世田谷区深沢
- 大田区上池台
- 世田谷区野毛
- ・港区白金、品川区上大崎
- 品川区戸越、西品川
- · 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- 目黒区下目黒
- 世田谷区代沢
- 杉並区久我山
- 豊島区池袋本町
- 葛飾区金町
- ・江戸川区中央 など計 67 地区

【流域下水道雨水幹線の整備】

- 空堀川上流域南部地域
- (4) 都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



時間 50 mm以上の降雨発生率 の経年変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率^{※1}(R7年3月末時点) ※1:河川の目標整備水準に対応する対策(調節池や 護岸整備、河床掘削など)の達成度を表す指標。 ※2:年超過確率1/20規模の降雨に対応する神田川や 野川などの10流域



平常時の妙正寺川



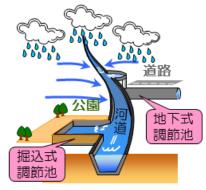
平成17年9月豪雨時(時間112 🔭)

豪雨による河川の変化



護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】



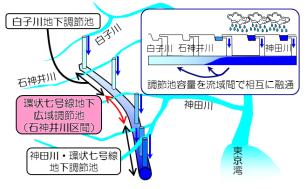
調節池による対応イメージ



環状七号線地下広域調節池整備状況



境川金森調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備 《呑川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備 《勝どきポンプ所》



流域下水道雨水幹線の整備《空堀川上 流雨水幹線(立坑築造工)》



雨水排水ポンプの増強 《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震 災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さ を確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード 8.2 の海溝型地震など、想定 される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害 が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」(平成24年12月策定)に基づき、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

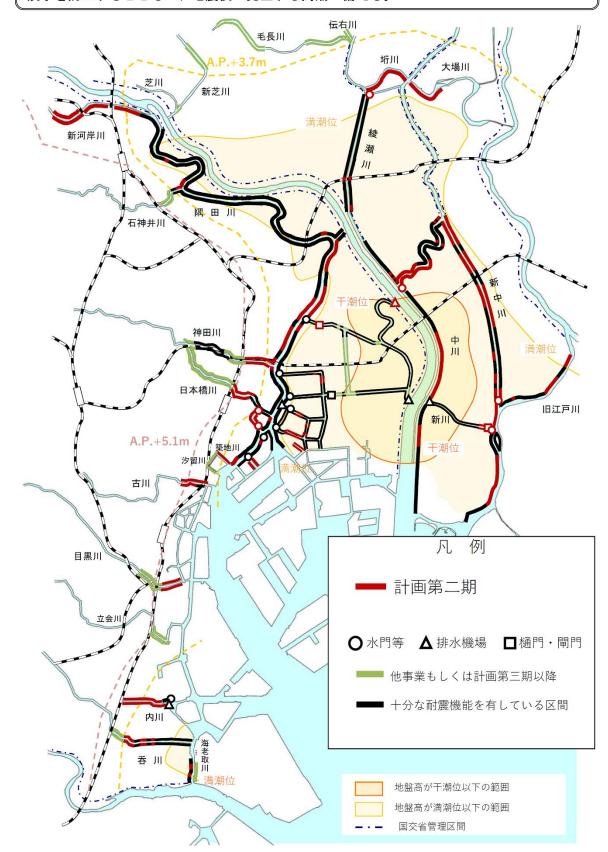
さらに、令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」(令和3年12月策定)に基づき、堤防約57キロメートル、水門等9施設において対策を進めており、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防については、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策 については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局·都市整備局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩地域を中心に日雨量 600 ミリを超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの重要度や災害発生の 危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進してい る。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、 膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避 難体制の確立に必要となる土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を充実さ せていくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく基礎調査(1巡目)による区域指定が、令和元年9月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、1巡目調査から5年経過した箇所において2巡目の基礎調査に順次着手し、今後も計画的に調査を進めていく。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも2巡目以降の基礎調査が必要である。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成27年度から地方交付税交付金により手当されることとなったが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは、区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や、避難所等の移転、区域指定解除や安全対策のための防災工事、既存建築物の補強に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、渓流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性がある

ため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を 着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額 を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査 (2巡目以降) を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。
- (4) 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村 や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置の一層の充実を図 ること。
- (5) 土砂災害警戒区域内における区域指定解除や安全対策のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置の創設・ 充実を図ること。

また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全 ストック形成事業の一層の充実を図ること。

- (6) 地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象と している緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間(令和7年度まで) を延長すること。
- (7)侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約16,000か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

<令和7年8月末時点>

指定済み箇所数
土砂災害警戒区域
15, 702 か所
土砂災害特別警戒区域
13, 757 か所

【整備状況】

<令和7年8月末時点>

区分	全体計画	整備状況
区 刀	A	В
砂防事業	190渓流	127渓流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	62地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】 【基礎調査の国費率】 現行 1/3 現行 1/3 ・基礎調査の実施・警戒区域等の指定 ・警戒情報を気象庁と合同で発表 ・ハザードマップ作成に向けた 区市町村への技術的支援 要配慮者利用施設

5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めるとともに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

さらに、令和5年6月には、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」 を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォーカブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

また、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的 に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備







○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】 ○大栗川の護岸緑化







6 水質浄化の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染 土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用 の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむ ことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

7 流域貯留浸透事業の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局·都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入 も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上 げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域に おける雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力 して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、令和6年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの300立方メートル以上から、複数で500立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり300立方メートル以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

<具体的要求内容>

- (1)流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、 東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) あらゆる河川において1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、特定都市河川流域以外を含む個別補助事業の採択要件を緩和すること。
- (3) レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

参考

【整備状況】

<令和7年3月末時点>

区分	整備状況
流域貯留浸透施設 (S58~)	112か所

8 海岸保全事業の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、 東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから 海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・ 高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全 事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法(昭和31年法律第101号)改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和4年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

- (1)海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2)計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるため に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)





老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、 東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必 要な財源を確保すること。

<現状・課題>

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」に基づき、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

5 大規模水害対策の推進

1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省) (都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

平成27年の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいっ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成30年3月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年6月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和3年6月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、「広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要」とし、さらに、「安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨」するとした。そして、令和4年3月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和4年6月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた 具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対 策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和5年3月には、広域避難先の開設運 営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関す る検討成果を報告書として取りまとめた。令和6年3月には、避難までのリード タイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広 域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が「共通認識」の下、各々が実施する対応、 行動について「タイミング」、「内容」を共有するためのタイムラインを取りまと めた。令和7年3月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース(ひな型)となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

広域避難計画の策定に当たっては、引き続き、避難手段の確保や住民の避難誘導、広域避難情報の発信方法等を整理していく必要がある。

- (1) 大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。 また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋 薬 架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- (5) 荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部 低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、 体制の充実を図ること。

2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の 整備を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、 首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

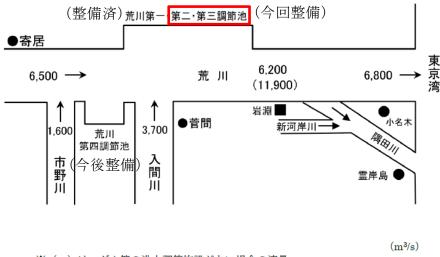
「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和 22 年 9 月洪水(カスリーン台風)と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量 11,900 m³/s(岩淵地点)に対し、洪水調節施設により 5,700 m³/s を調節することとしているが、現在完成した 4 施設(荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム)だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和 3 年 12 月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。令和3年8月には工事中においても段階的な効果発現を図るため、令和8年の出水期までに既存の横堤等を活用し、約1,200万 m³の洪水調節容量を確保する方針が出されるなど、工事実施上の工夫が公表された。

令和6年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全 性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節 池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業完了前に完成部分を段階的に供用するなど事業効果の早期発現に向けた取組を引き続き検討すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

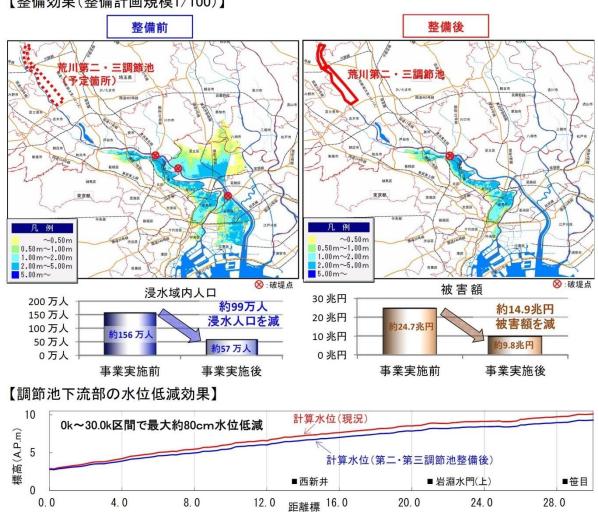
【流量配分図】(荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)令和2年9月)



※()は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

荒川直轄河川改修事業(荒川第二・第三調節池) < 大規模改良工事> 新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替 事業を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋 薬 周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区(墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区)には、約250万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

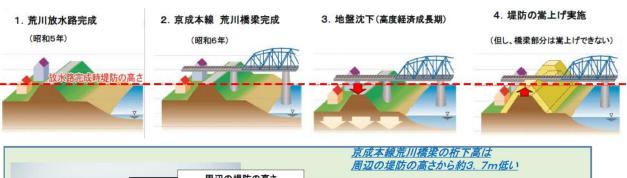
令和3年10月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和5年2月に橋梁基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋 梁 架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参考

【荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料(令和3年12月1日)】 (上:変遷、下:橋梁周辺の状況)



4 高規格堤防事業の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局・都市整備局)

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与 する高規格堤防事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に 300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の 安全性向上は特に不可欠である。

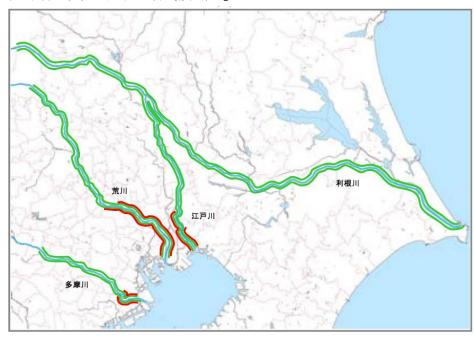
現在、篠崎公園地区(江戸川)、新田一丁目地区(荒川)、西新小岩地区(荒川)などにおいて事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金 (新直轄方式)について都県の負担は4分の1となっている。

- (1) 地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、 早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- (2) 高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に十分な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- (3) 高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

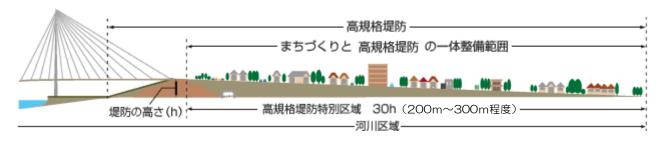
参考

【高規格堤防事業対象河川図(首都圏)】



※出典:平成24年度予算決定概要

【高規格堤防断面図 (イメージ) 】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業	2/3	1/3
	(高規格堤防事業含む)		
	大規模改良事業	7/10	3/10
道路事業	高速自動車国道	3/4	1/4
	(新直轄方式)		
	一般国道 (直轄国道)	2/3	1/3

5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり(高台・建物群)を促進するために必要な措置を講じること。

<現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進め、同年12月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を公表した。翌年3月、高台まちづくり(高台・建物群)の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、連絡会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。さらに、昨年度末には連絡会議を開催し、高台まちづくりの取組強化等を見据え、ビジョンの改定に向けた検討を開始したところである。

都においては、令和5年末「TOKYO強靭化プロジェクト upgrade I」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。また、国においては令和5年7月に「国土強靭化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理 事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地 区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和3年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設され、また地域の防災拠点となる建築物の整備促進のための支援制度である「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」が拡充され、水害時の避難者対応のための事業として「一時避難場所整備緊急促進事業」が盛り込まれた。

その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。

加えて、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速 道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道 路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高め ている。

- (1)土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、 以下の措置を講じること。
 - ① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市計画に 位置付ける等の河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力の ある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
 - ② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
 - ③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
 - ④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
 - ⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住 民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供す るため使用された土地での建替家屋に対する不動産取得税及び固定資産税 (家屋)の減税措置については、引き続き期間延長及び恒久化について検 討すること。
- (2)「都市安全確保拠点整備事業」及び「一時避難場所整備緊急促進事業」については、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。また、「一時避難場所整備緊急促進事業」については、引き続き事業期間の延長及び恒久化について検討すること。
- (3) 大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

<現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面又は河川水位よりも低い地域が広範囲に 広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間に わたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、 国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、高潮浸水 想定区域図に基づく「東京都における排水作業準備計画」を令和4年8月に公表 した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、 排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するなど、浸水期間の短縮に向けた取組を進めている。

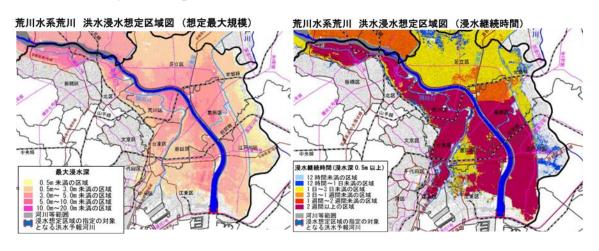
大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

- (1) 大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機 場の増強について検討すること。
- (3)浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

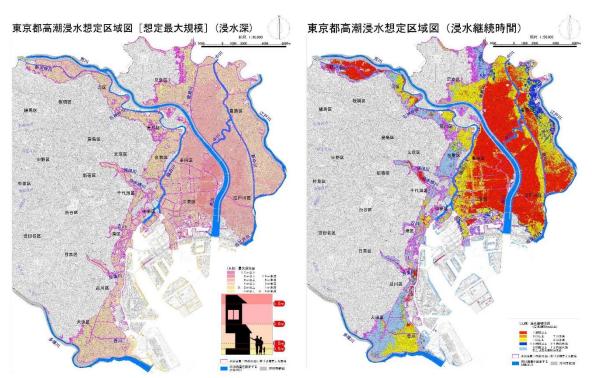
参考

【荒川洪水浸水想定区域図(平成28年5月)】

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料(令和2年12月)より



【東京都高潮浸水想定区域図(令和6年12月)】



6 ライフライン施設の耐震化などの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省) (都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

<現状・課題>

平成25年11月に制定された首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)に基づき、国が平成26年3月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成27年3月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。

国においても、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。

また、都においても首都直下地震発生時に同様な被害がないように備える必要があり、現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。

一方、平成 30 年9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電 所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。

都が令和4年5月に公表した、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する新たな被害想定では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

令和6年1月1日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安 否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断 水等が認められた。

また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、県域を越えて広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

<具体的要求内容>

(1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都 市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等

- の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
- (2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
- (3) 緊急交通路(緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路)における共同溝の設置についても推進すること。

7 液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1) 宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象 とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図 ること。
- (2) 宅地液状化防止事業の費用助成について、土地区画整理事業 などにおいても適用できるよう、対象の拡大及び要件の緩和を 図ること。

<現状・課題>

平成23年3月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨 海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生 じた。

令和6年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲 に液状化被害が発生している。

都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、また、令和7年の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)改正により「宅地の耐震化」として液状化対策の一層の推進が盛り込まれたことも踏まえ、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

都においては、令和6年度に東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度、 令和7年度に面的液状化対策パイロット事業を開始する等、液状化対策に取り組 んでいる。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことから、個々の宅地や土地区画整理事業で適用できないなどの課題がある。

- (1) 宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、 個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大 すること。
- (2)公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。
 - ① 土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。
 - ② 被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000 ㎡以上の区域、かつ、区域内の家屋が10戸以上の要件を緩和すること。

8 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進

1 下水道施設における老朽化対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 下水道局)

- (1)下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理 や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に基づ く改築や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額 を確実に配分すること。
- (2)下水道管の老朽化対策を支援する恒久的な制度として、新たな交付制度を創設すること。

<現状・課題>

東京都では、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構築を推進している。あわせて、日頃の巡視と管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施している。

東京都区部では、延長約 16,000 キロメートルにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数 50 年を超えた下水道管の延長が既に全体の約 24 パーセントに達し、再構築を行わない場合、今後 20 年間で約 68 パーセントまで急増する。また、約 8 割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、96 施設のうち約 4 割が稼働から 50 年を経過している。

多摩の流域下水道でも、事業開始から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、水再生センター・ポンプ所に加え、流域下水道幹線の老朽化対策などにより一層取り組む必要がある。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。

このような中、下水道施設の老朽化対策は、令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられた。

この計画では、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施している全国特別重点調査の対象となる下水道管の健全性確保などが盛り込まれているが、全国の調査対象延長約5,000キロメートルに対して東京都区部・流域は約530キロメートルであり、約1割を占める膨大な延長の下水道管が対象とされている。令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においても、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられており、

都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、より一層の財源確保 が必要となる。

さらに、多摩地域における流域下水道幹線の多くは分流式下水道であり、常に管内水位が高く、再構築や維持管理を着実に進めるため、下水道の流れを切り替える代替幹線の整備が必要である。事業を推進する上で国費は必要不可欠であるが、必要額が配分されない場合、都のみならず市町村にとっても大きな負担となり、更新財源の確保が難しくなる。

下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

加えて、口径等にかかわらず法定耐用年数 50 年を経過した下水道管を交付対象としていた「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成 29 年度末で終了しており、計画的に下水道管の再構築事業を推進するための恒久的な交付制度の創設が求められている。

<具体的要求内容>

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の 責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に基づく改築や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 老朽化した下水道管が急増する状況においても、首都機能を確保し都民の 安全・安心で快適な生活を確保するため、老朽化対策が必要な下水道管を交 付対象とする新たな制度を恒久的に創設し、計画的な事業の推進を支援する こと。

参考

○関係法令

1 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)

(国及び地方公共団体の責務)

第14条の5

- 3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。
- 2 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第34条

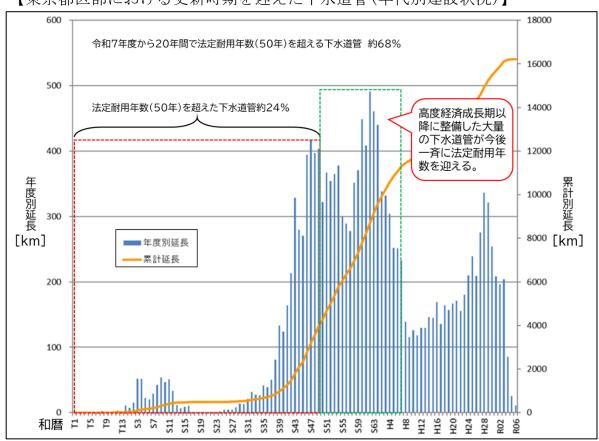
国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方 公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その 設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。 3 地方財政法(昭和23年法律第109号) (国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

第10条の2

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つ て実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要 する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 3 重要な都市計画事業に要する経費
- ※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が 義務的に支出する負担金として整理

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管(年代別建設状況)】



【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】



老朽化した下水道管の再構築



老朽化した水再生センター

2 下水道施設における震災対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 下水道局)

- (1)下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、 下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要があ る。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを新たな対象とし耐震化を推進している。また、停電時にも下水道事業を安定的に継続するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路などの交通機能を確保するため、下水道管の耐震化を推進している。

令和6年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業経営計画2021」で定めた中長期目標の対象施設5,900か所に対し、約9割に当たる累計5,243か所で対策を完了している。

このような中、下水道施設の耐震化は、令和7年6月6日に閣議決定された「第 1次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策と して位置付けられた。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度6弱から震度7までの揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示されており、都としては、引き続き現在行っている震災対策を加速する必要がある。加えて、能登半島地震など大規模震災が発生するたびに、避難所などの生活環境が問題とされ、都では、この状況を変えるべく、東京トイレ防災マスタープランを策定した。このプランでは、災害用トイレの空白エリアの解消を目指し、区市町村がマンホールトイレなどの災害用トイレの適正配備を計画することとしており、それに合わせた、下水道管の耐震化など、空白エリアの解消に貢献していく必要がある。今

後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するためには、より一層の財源確保が不可欠である。

一方、下水道総合地震対策事業の交付対象及び令和7年度に新たに創設された下水道基幹施設耐震化事業の補助対象は、下水道システムの「急所」となる施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路・ポンプ施設の一体的な耐震化とされている。このため、マンホールトイレなどの災害用トイレの配備箇所が路上等になる場合は、重要施設への位置付け及び上下水道管路の一体的な耐震化が困難となることから、下水道管の耐震化が交付対象に該当しないこととなる。

引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、各事業の制度拡充が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を 確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

参考

【首都直下地震の想定される震度分布】

震度 7 8強 6弱 5強 5弱 1 5引 4 3以下

東京湾北部地震【M7.3】

【被害発生状況(能登半島地震)】



液状化による浮上 (珠洲市)

【被害発生状況(東日本大震災)】



液状化による浮上(新木場)



接続部の破損 (新木場)

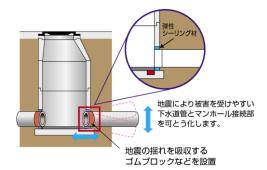


人孔内の土砂閉塞(羽咋市)

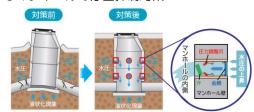
【下水道管の耐震化のイメージ】



●下水道管とマンホールの接続部の耐震化

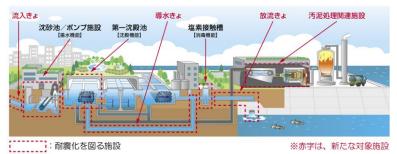


●マンホールの浮上抑制対策

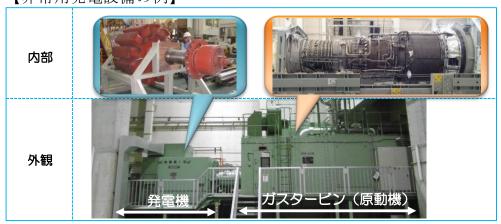


液状化現象による過剰な水圧をマンホール内に逃して浮上を抑制します

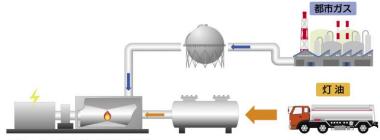
【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】



【非常用発電設備の例】



【燃料及び電源の多様化】



灯油・都市ガス併用型発電設備

灯油と都市ガスのどちらでも運転可能な デュアルフューエル発電設備を導入



太陽光発電設備を導入

9 不法係留船対策の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約 140 隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成19年6月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

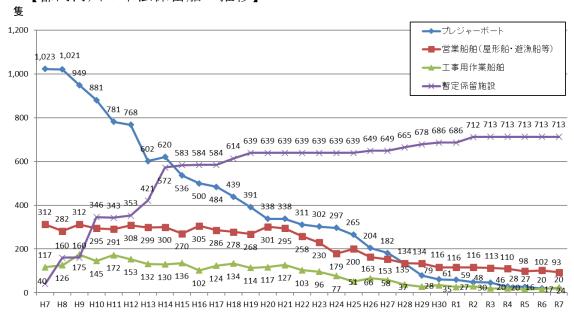
このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成5年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

<具体的要求内容>

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参考

【都内河川の不法係留船の推移】



【小型船舶操縦士免許受有者の推移 全国】

					(単位:人)
資 格	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
一級小型+特殊	881, 483	889, 360	895, 820	901, 012	905, 904
二級小型+特殊	2, 047, 351	2, 049, 703	2, 051, 382	2, 052, 721	2, 054, 223
一級小型のみ	158, 540	170, 955	181, 692	191, 294	200, 196
二級小型のみ	391, 029	413, 727	431, 913	447, 782	463, 505
特殊のみ	208, 016	221, 400	231, 465	240, 546	249, 684
計	3, 686, 419	3, 745, 145	3, 792, 272	3, 833, 355	3, 873, 512

新規免許取得者が 放置をする前に 法制度の整備を!



10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省) (都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等に おける都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な 財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法(昭和43年法律第100号)や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和7年9月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に53のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

- (1)特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 令和7年度までの時限措置となっている都市再生促進税制の税制特例措置 を令和8年度以降も延長すること。
- (3) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

11 市街地の開発に係る諸事業の推進

1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1)都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

<現状・課題>

(1)土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や 公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災 性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な 事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の 49 地区で公共施行、民間施行の土地 区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種 補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

(2) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性 の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

(3)公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地 権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得 られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を 実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もっ て街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園 に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図 ることが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、町田市施行の鶴川駅南地区、都市再生機構施行の中野三丁目地区、中野四丁目新北口駅前地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

- (2) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3)公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参考

1 土地区画整理事業の推進(都市整備局所管分)

【事業中地区数】

() は令和6年度交付金等対象地区数

<u> </u>		· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
施行者	区部	多摩	計
都	9 (1)	0 (0)	9 (1)
区市町	2 (1)	18 (18)	20 (19)
都市再生機構	7 (2)	0 (0)	7 (2)
組合	0 (0)	6 (2)	6 (2)
個人	4 (1)	3 (1)	7 (2)
計	22 (5)	27 (21)	49 (26)

(令和7年3月31日現在)

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1)近年の建設工事費の高騰等を踏まえ、都市再生や都市機能の 更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保する こと。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4)組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

<現状・課題>

(1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、 敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の 更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など 東京の都市再生を図る上で重要な事業である。

現在、都内では 64 地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も多く行われている。これらの地区は、建設業界等の人手不足や長引く建設工事費高騰の影響を大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠である。今後、日本橋一丁目中地区、南池袋二丁目 C地区などで事業が最盛期を迎え、また、赤坂七丁目 2 番地区、立石駅北口地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。

- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進めることが必要である。
- (3) 平成 28 年の都市再開発法の改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下 鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく 当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、 新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該 区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。

- (4) 現行の都市再開発法では、組合設立等に際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。
- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

<具体的要求内容>

(1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

近年の資材価格の上昇等への対応について、令和4年度に制度化された建設工事費高騰の影響を受けた事業に対する支援策を継続するとともに、令和7年度に制度化された想定外の工事費高騰に対する支援の対象要件を実情に即したものに拡大すること。

令和7年度の改正により補助対象の重点化が図られたが、従来の制度を前提に市街地再開発事業の検討を進めている地区の中には、都市計画決定までに期間を要する地区が相当数見込まれることから、更なる経過措置期間の延長等を行うこと。

- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に 行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的 かつ安定的に確保すること。
- (3)権利者全員の合意が得られない場合でも事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても同意対象人数が増えないような算定の方法 とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、 従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計 画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住 宅と同様の税負担とする措置を講じること。

3 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局・建設局)

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

<現状・課題>

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされ、都内に約 7,100ha存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業(道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり)」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

都内で事業中の地区においては、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権 者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に 必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅 市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、 延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必 要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた 残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制 上の優遇措置を講じること。

4 市街地開発事業などにおける無電柱化の推進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 都市整備局)

- (1)土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化の推進 に必要な財源を確保するとともに、無電柱化に伴う技術基準 を示すこと。
- (2)無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行 為において電柱新設を抑制する方策を検討すること。

<現状・課題>

(1) 地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

土地区画整理事業や都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発許可を受けて行う宅地開発などは、道路整備に合わせて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会である。

しかし、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。

また、令和4年に「無電柱化まちづくり促進事業」が創設されたが、無電柱化施設の移管先である地方公共団体や電線管理者への移管を容易にさせる法的根拠や台帳資料等の統一的なルールがないため、同促進事業の実施が進まない状況である。

土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化を進めるためには、更なる財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

(2) 令和4年に「無電柱化まちづくり促進事業」が創設され、事業者の負担軽減が図られているものの、開発行為における宅地開発とあわせた無電柱化においては、整備費用が高いことや調整・施工に期間を要することなどが、依然として無電柱化加速の阻害要因となっている。

無電柱化を一層加速していくためには、費用低減等に加えて、電柱がない 街を標準化していくための仕組みづくりが必要である。

- (1)土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」の財源確保とあわせて、以下に掲げる必要な根拠の整理、制度の拡充、新たな技術基準等の制定を行うこと。
 - ① 「無電柱化まちづくり促進事業」を活用し、土地区画整理事業施行者や 開発事業者がより無電柱化に積極的に取り組むよう、補助率等更なる制度 の拡充を図ること。

- ② 市街地開発事業等における小規模事業を含めた無電柱化の取組を更に進めるため、無電柱化施設の将来管理者への移管を容易にさせる方策を検討すること。
- ③ 土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の 基準等を新たに定めること。
- (2) 開発行為を行う区域内の無電柱化を推進するために、以下に取り組むこと。
 - ① 開発行為における宅地開発とあわせて行う無電柱化の特徴を踏まえた無電柱化に要するコスト低減等を図るための方策を検討すること。
 - ② 電柱新設を抑制できる方策を検討すること。

12 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進

(提案要求先 法務省・国土交通省) (都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から、「いい住宅をつくり、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行するに当たり、都内における主要な居住形態として広く普及しているマンションを良質なストックとして長寿命化を図ることは不可避な課題である。

今後、高経年マンションは急増する見込みであり、長寿命化を図っていくには、 適切な積立に基づく修繕など、適正な管理が必要であり、管理組合による自主的 な取組の促進が急務となっている。

都は、こうした課題認識なども踏まえ、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(平成31年東京都条例第30号)を制定し、昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションを対象として管理状況の届出を義務付け、把握した状況に応じて区市町村と連携しながら管理組合に対する助言・支援等を行っている。

国においては、マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法が成立し、 管理計画認定制度の新築マンションへの拡充や、管理不全のマンションに対する 財産管理制度の特例措置など地方自治体の権限を強化する仕組みの創設等のほ か、マンションの建替え円滑化に向けた事業手法の充実などが盛り込まれた。

マンションの長寿命化については、令和7年度税制改正において、長寿命化に 資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置(長寿 命化促進税制)が2年間延長されたほか、国においてマンションストック長寿命 化等モデル事業により先導的な長寿命化事例への支援策が実施されているが、よ り広く長寿命化を普及させるためには更なる施策が必要である。

また、標準管理規約にEV用充電設備の設置について明記されたところであるが、既存マンションの環境性能の向上のためには太陽光発電設備設置に向けた取組の強化も重要である。

こうした施策の着実な推進を図るためには、国において更なる制度改正や支援 策の拡充等が必要である。

<具体的要求内容>

[マンションの管理水準の向上]

- (1) 新築マンションについて、分譲事業者が適切な修繕積立金の設定を行うよう、購入者が住宅金融支援機構の優遇融資を受けるために必要な管理計画認定制度において、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」で望ましい積立方式として示された「均等積立方式」や「段階増額積立方式における適切な引上げの考え方」を認定要件とすること。
- (2) 管理不全の兆候のあるマンションの管理組合が、外部専門家の知見を活用 し改善に取り組んだ場合、住宅金融支援機構の共用部分リフォームの優遇融 資を設けるなど、インセンティブを付与すること。

また、法改正により管理状況の報告徴収の仕組みが創設されたが、この仕組みを自治体が適切に運用できるよう、手続の流れ等を具体的に示すガイドラインを作成するとともに、報告に応じないマンションへの個別訪問や調査等を実施できるよう、財政措置を講じること。

(3) 管理組合が機能せず、自主的な管理適正化が望めないマンションへの対応について、法改正により自治体が財産管理制度を活用できる特例が創設されたが、個人の財産権に関わるものであり、統一的な運用が不可欠であることから、法的枠組みに基づく国の関与の仕組みを構築するとともに、円滑な実施のため自治体に対する財政措置を講じること。

[マンションの長寿命化等による再生の促進]

- (4) マンションの長寿命化促進のため、長寿命化促進税制について要件を緩和するとともに、本措置の恒久化や対象税目の拡大等を図ること。
 - また、現在国が直接実施しているモデル事業の成果も踏まえながら、地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう新たな補助制度の構築など、財政的措置を講じること。
- (5) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担がより軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。
- (6) 既存マンションの共用部分への太陽光発電設備等の導入については、区分 所有法等において共用部分の変更として扱うことを明確にするなど、合意形 成をより円滑に進めるための措置を講じること。
- (7) マンションの管理・再生の円滑化等の改正法により、建替え等の決議要件の緩和や、隣接地等を含む権利変換を可能とする手続が創設されたが、これらの制度が管理組合等や自治体において円滑に活用・運用がされるよう、必要な規定、ガイドライン等を整備するとともに、各自治体がこうした再生手法に取り組む管理組合を広く支援できるよう、老朽マンション対策の補助制度の対象や支援策を拡充するなど、財政的措置を講じること。

参考

(5) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要 ※平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要(主な要件等)
耐震診断及び	補 助 率:地方公共団体が実施する場合 国1/2
耐震化のため	地方公共団体以外が実施する場合
の計画の策定	国1/3+地方公共団体1/3
耐震改修工事	補助対象:耐震改修工事費(建替えを含む。)
	補助率:
	(1,000 m ² 以上のマンション)
	1/3 (国1/6+地方公共団体1/6)
	工事費の1/3について、国費で1/2を補助
	(1,000 ㎡未満のマンション)
	23.0%(国 11.5%+地方公共団体 11.5%)
	工事費の 23.0%について、国費で 1 / 2 を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国	地方自治体	自己負担
1/3	1/3	1/3

※現行の自己負担割合1/3を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1,000 m²以上のマンション)

国	地方	自己負担
1/6	1/6	2/3

(1,000 m²未満のマンション)

国	地方	自己負担
11.5%	11.5%	77%

13 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

1 空き家対策の促進

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 住宅政策本部)

空き家の増加を防ぐため、適切に管理されていない空き家への対策に加え、空き家を地域の資源と捉え、利活用を促すなど施策の更なる拡充を図ること。

<現状・課題>

東京都は、令和5年3月に「東京における空き家施策実施方針」を策定し、「既存住宅市場での流通促進」「地域資源としての空き家の利活用」「利活用見込みがない空き家の除却等」の三つの視点に基づき、都内全体として、区市町村との適切な役割分担の下、地域特性に応じた空き家施策を誘導・展開している。

しかしながら、令和5年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約900万戸、東京都で約90万戸と5年前の調査と比べて増加している。加えて、65歳以上の世帯員がいる単身又は夫婦のみ世帯が居住する持ち家の存在などにより、空き家が更に増えることが懸念される。こうした状況のもと、都は、令和7年3月に策定した「2050東京戦略」の政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、長期不在等の「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合をこれ以上増やさないことを目標とし、空き家対策の取組を強力に占める割合をこれ以上増やさないことを目標とし、空き家対策の取組を強力にいく。今後、こうした取組を強力に進めていくためには、更なる施策の充実が必要である。

(1)地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について空き家対策総合支援事業(補助金)及び空き家再生等推進事業(交付金)では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を 緩和する必要がある。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円 特別控除)について

当該特例では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた 家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしてい た者がいなかったものに限って対象としている。 しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

(3) 空き家の利活用の機運醸成及び普及啓発について

管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の空き家については、発生段階から所有者に対して建物の管理や利活用などを促していくことが重要である。

令和5年度には、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)が改正され、管理不全空家等の制度が創設されるなど、老朽化した空き家に対する施策の充実が図られた。

今後は、適切に管理されていない空き家への対策に加え、腐朽・破損が無く 長期間使われていない空き家を地域の資源と捉え、空き家の利活用を促すな ど、空き家の増加の抑制に向け、更なる取組を行っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1)地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の空き家の譲渡所得の特別控除の特例措置を以下のように改正すること。

被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合について、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡(譲渡価額が1億円以下)であれば、特例措置の対象とする。

(3) 長期間使われていない空き家が地域資源として積極的に活用されるよう、 業界団体とも連携を図りながら、空き家を改修して利活用する魅力を発信す るなど、国の発信力を生かし、空き家の増加の抑制に向けた機運醸成や啓発 活動を強化すること。

参考

(2) 平成 28 年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し等後の土地を譲渡した場合(譲渡価額が1億円以下)には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

<適用期間>

平成28年4月1日から令和9年12月31日までに譲渡すること。

- <対象となる家屋についての主な要件>
 - ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
 - ②昭和56年5月31日以前に建築された建物(区分所有建築物を除く。)
 - ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

2 既存住宅流通の活性化

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 住宅政策本部)

既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて必要な施 策を総合的に推進すること。

<現状・課題>

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を 策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂 されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進 められてきた。

また、平成30年4月から、既存住宅売買時における建物状況調査(インスペクション)に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心R住宅」制度が開始された。

さらに、令和5年度より、新たに地域金融機関に対し、リフォームによる価値 向上を反映した担保評価モデルの構築を促す取組が開始されている。

東京都においても、平成30年3月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定したほか、令和5年度からは、既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組などを行う民間事業者等を支援する事業を実施するなど既存住宅の流通促進に取り組んでいる。

しかしながら、都内の既存住宅の流通シェアは依然として 14.6%と低い状況に留まっている。その理由として、既存住宅を購入する場合、新築と比べ、建物・設備の品質や物件価格の妥当性等について不安を感じる人が多いことや、一定の品質を有する既存住宅であっても新築と比べ、取得時の税制優遇措置が十分ではないことなどが考えられる。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくため

には、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

- (1)既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて、平成25年度に策定された評価指針に基づく建物評価手法については、価格査定実務を行う宅地建物取引業者等に対し更なる普及を図り活用を促すとともに、令和5年度から開始した金融機関を対象としたモデル事業の成果について検証し、金融機関において既存住宅のリフォームや維持保全による価値向上が担保価値として適切に評価される仕組みを構築した上で、その普及を図ること。
- (2) 既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、 住宅取得に関する税制優遇を見直し、いわゆる住宅ローン減税について、長 期優良住宅等の一定の品質を有する既存住宅の取得においても、新築住宅と 同様にその品質や性能等に応じた更なる優遇措置を講じること。
- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、 省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優 遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を 促進するための措置を講じること。

14 公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分

(提案要求先 国土交通省) (都所管局 住宅政策本部)

都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任において国費を確実に措置すること。

<現状・課題>

都営住宅は、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。) その他関連する法令に基づき、自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅であり、居住面におけるナショナルミニマムの確保を図り、住宅セーフティネットの中核としての役割を担うものである。

法第7条第1項は、「国は、事業主体が住生活基本法第 17 条第1項に規定する都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用の2分の1を補助する」(同条第5項において、同項に掲げる交付金は国の補助とみなすこととされている。)こととしており、法は、国に対し、予算の範囲内で公営住宅の建設等に補助することを義務付けている。

しかし、令和6年度及び令和7年度の都営住宅の建替事業等に対する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等が十分に配分されていないため、建替え等による都営住宅の維持・更新が困難となり、住宅に困窮する都民に的確に供給することができなくなるなど、多大な支障が発生することになる。

特に、「災害外力の増大」に係る対策が求められる中、生活の基盤となる都営住宅の老朽化による「災害耐力の低下」に歯止めをかけるため、迅速な建替事業等の推進による「強靭化」が急務となっており、その着実かつ安定的な実施のためには、人手不足に伴う人件費の高騰等も踏まえた確実な財政措置が求められる。

- ・令和6年度は要望総額に対して約127億円不足(追加含む要望総額306億円・ 配分総額約179億円)
- ・令和7年度は当初要望額に対して約103億円不足(当初要望350億円・当初配 分額約247億円)

<具体的要求内容>

住宅に困窮する都民に的確に供給することで、都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、現に不足している令和7年度分含め、予算措置の機会を的確にとらえ、国の責任において社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確実に措置すること。